

**新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業  
事業者選定プロポーザル実施要領**

**令和5年6月30日**

**新 潟 市**



## 《目 次》

I	用語の定義	1
II	実施要領の位置付け	3
III	事業の内容に関する事項	4
1	事業名	4
2	本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類	4
3	公共施設等の管理者	4
4	事業目的	4
5	事業方式	4
6	契約の形態	4
7	事業期間	4
8	対象施設の概要	5
9	事業の対象となる業務範囲	5
10	事業者の収入	6
11	設計・施工業務における支払い条件	7
12	設計・施工業務における保険への加入	7
13	関係法令等の遵守	7
14	事業スケジュール（予定）	7
IV	事業者の募集及び選定に関する事項	8
1	事業者の募集及び選定方法	8
2	募集及び選定の手順	8
3	応募者の参加資格要件	9
4	参加の手続き	15
5	契約上限価格	21
6	最低制限価格	22
7	応募者の審査及び最優秀者の選定	22
8	最優秀者選定後の手続き	22
9	著作権	23
10	特許権等	24
11	応募に係る費用負担	24
V	事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項	25
1	基本的考え方	25
2	想定されるサービスの水準・仕様	25
3	事業の実施状況のモニタリング	25
4	地元雇用や地元企業の活用	25
VI	公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項	26

1	敷地面積及び配置	26
2	都市計画事項	26
VII	事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項	26
1	基本的な考え方	26
2	管轄裁判所	26
VIII	事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項	27
1	事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	27
2	市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合	27
3	当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合	27
4	その他	27
IX	法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項	28
1	法制上及び税制上の措置に関する事項	28
2	財政上及び金融上の支援に関する事項	28
3	その他の支援に関する事項	28
X	その他事業の実施に関し必要な事項	29
1	議会の議決	29
2	公正な応募の確保	29
3	情報提供	29
4	公募に関する担当	29

**【添付資料】**

- 添付資料1 事業実施場所
- 添付資料2 契約スキーム
- 添付資料3 リスク分担
- 添付資料4 対価の構成及び支払方法
- 添付資料5 提出書類の作成要領
- 添付資料6 新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会設置要領

## I 用語の定義

実施要領において使用する用語の定義は、次のとおりである。

本事業	新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備の設計、建設、維持管理について、民間のノウハウの活用により効率的かつ効果的に行うことを目的とする新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業をいう。
本施設	本事業において、事業者が新潟市食肉センターに設計・建設する冷凍冷蔵設備、建築物及びその付帯設備を含めていう。
冷凍冷蔵設備	各室に保管されている枝肉や部分肉等の品質管理・保持を目的として対象の温度等を調節して供給するための機器を総称していう。
建築物等	本施設のうち、冷凍冷蔵設備を除く建築設備及び建築物等を総称していう。
DBM方式	設計 (Design)、建設 (Build)、維持管理 (Maintenance) を民間事業者に一括して委ねる民間事業手法をいう。
最優秀者	選定委員会において最優秀者として選定された企業グループをいう。
応募者	応募手続きに参加する単独企業又は複数企業で構成される企業グループをいう。
事業者	市と本事業の基本契約を締結する選定事業者をいう。応募者の代表者と構成員で構成される。
市	新潟市をいう。
建設事業者	本事業において、設計業務、施工業務を担当する者で、共同企業体又は単独企業をいう。
維持管理事業者	本事業において、維持管理業務を担当する者をいう。
参加者	本プロポーザルに応募する企業もしくは企業グループをいう。
構成員	参加者のうち、設計・施工・維持管理業務を担当する代表者以外の者をいう。
代表者	応募者のうち、代表して応募手続き等を行う企業をいう。
特定JV	本事業の設計業務、施工業務を実施することを目的として結成される単体又は2者以上による特定建設工事共同企業体をいう。
基本協定	事業者の選定後、本事業開始のための準備行為等の基本的事項についての市と最優秀者の間で締結される協定をいう。
基本契約	本事業について事業者が本施設の設計、建設、維持管理を一括で発注するために市と事業者で締結する契約をいう。
事業契約	本事業に係る基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約を総称していう。
建設工事請負契約	本事業の設計業務、施工業務の実施のために、市と建設事業者が締

維持管理業務委託契約	結する契約をいう。 本事業の維持管理業務の実施のために、市と維持管理事業者が締結する契約をいう。
選 定 委 員 会	市が応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として設置する選定委員会をいう。
地 方 公 共 団 体	地方自治法第1条の3に規定する普通地方公共団体(都道府県、市町村)及び特別地方公共団体(地方公共団体の市、財産区、及び地方開発事業団)をいう。
プ ロ ポ ー ザ ル 関 係 書 類	本事業の事業者選定プロポーザル実施に際して配布する事業者選定プロポーザル実施要領、要求水準書、契約書案、最優秀者選定基準書などの書類を総称していう。

## II 実施要領の位置付け

実施要領は、事業者を選定するための公募型プロポーザルに適用するものであり、応募者の募集及び最優秀者の提案等については、実施要領等及びこれらに関する質問回答により、実施する。

応募者は、実施要領等の内容を十分理解した上で、本事業の目的に沿った条件で必要な書類等の作成を行うものとする。

なお、下記に示す資料は、実施要領と一体のもの（以下「実施要領等」という。）である。令和5年2月3日に公表した実施方針及び要求水準書（案）（以下「実施方針等」という。）は、本プロポーザルの条件を構成せず、その後公表された「実施方針等に対する質問回答・意見回答」によって修正されるべき事項については、実施要領等の公表をもって修正されたものとみなす。

### ○資料

別添資料1：要求水準書

別添資料2：最優秀者選定基準書

別添資料3：様式集

別添資料4：基本協定書（案）

別添資料5：基本契約書（案）

別添資料6：建設工事請負契約書（案）

別添資料7：維持管理業務委託契約書（案）

実施要領等と実施方針等に相違がある場合は、実施要領等の規定が優先するものとし、実施要領等に記載がない事項については、実施要領等に関する質問等に対する回答によることとする。

### III 事業の内容に関する事項

#### 1 事業名

新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業

#### 2 本事業の対象となる公共施設等の名称及び種類

名 称 新潟市食肉センター

種 類 と畜場

#### 3 公共施設等の管理者

新潟市長 中原 八一

#### 4 事業目的

平成5年に開設した本市食肉センターは下越地方全体の食肉処理施設として重要な役割を果たしてきたが、開設から30年以上経過し、設備の老朽化が著しく進行している。また、国の特定フロンの使用規制により、冷媒であるフロンガスの継続的な調達が難しくなっており、今後とも運営を継続していくためには、冷凍冷蔵設備の早期改修が不可欠となっている。

本事業は、冷凍冷蔵設備の早期改修を目的とするとともに、民間事業者の技術的能力の活用を図り、工期短縮を図るとともに、効率的かつ効果的に事業を推進することで、維持管理の効率化を図ることを目的としている。

#### 5 事業方式

本事業は、対象施設の設計、施工及び維持管理を一括して発注するDBM方式とする。

事業者は、建設事業者として本件施設の設計業務、施工業務を行う。さらに、事業者は、竣工後5年間の維持管理期間にわたって、本施設の維持管理業務を実施するものとする。

#### 6 契約の形態

市と事業者は、基本契約、建設工事請負契約及び維持管理業務委託契約の締結に向けた双方の協力義務等を規定した基本協定を速やかに締結する。

市は、事業者と相互に協力し本事業を円滑に実施するため本事業に係る基本契約を締結する。また、基本契約に基づいて、事業者のうち建設事業者と本事業に係る建設工事請負契約を締結する。さらに、基本契約に基づいて、維持管理事業者と本事業に係る維持管理業務委託契約を締結する。

事業契約の締結主体を「添付資料2 契約スキーム」に示す。

#### 7 事業期間

事業期間は、次のとおりである。

### (1) 設計・施工業務期間

契約締結の日から引渡し完了日までとする。

なお、契約締結の日～供用開始日（全体）までの内訳は以下の通りである。

- ・設計・施工期間 契約締結の日～令和7年3月14日
- ・引渡し日 完了検査終了日の翌日
- ・供用開始日（全体） 引渡し日の翌日

### (2) 維持管理業務期間

供用開始日から令和12年3月31日とする。

## 8 対象施設の概要

29の冷蔵冷凍室を対象に、既存冷凍冷蔵設備の撤去及び新設の冷凍冷蔵設備を設置する。また、冷凍冷蔵設備の設置に伴う冷媒管等の配管工事、機器管理を目的とした幹線・動力、集中管理設備等の設置工事、室外機基礎の工事等の付帯工事一式を含む。

## 9 事業の対象となる業務範囲

事業者が行う事業の範囲は、次のとおりとする。なお、各項目の詳細は、「新潟市食肉センター冷蔵冷蔵設備改修事業要求水準書」に示す。

### (1) 設計業務

#### ア 既存設備撤去設計

既存の冷凍冷蔵設備、配管等の撤去に関する設計を行う。

#### イ 基本設計

基本となる冷凍冷蔵設備の構成や付帯工事一式の諸元、位置等について設計を行い、基本設計図を作成する。

#### ウ 実施設計

各工事を実施するにあたり材料、数量を算出するための実施設計図、計算書等を作成する。

#### エ その他設計に付随する業務（周辺環境調査、測量調査、アスベスト調査等）

その他設計に付随して必要と想定される業務を実施する。

### (2) 施工業務

#### ア 管工事

冷凍冷蔵設備の室内機、室外機の搬入・据付けや冷媒配管等の各種配管の撤去・新設工事、冷媒充填作業等を実施する。

#### イ 電気設備工事

冷凍冷蔵設備更新に伴い必要となる電力確保を目的として受変電設備、幹線・動力設備

等を改修・設置する。

ウ 冷凍冷蔵設備工事

29 の冷蔵冷凍室を対象に、既存冷凍冷蔵設備の撤去及び新設の冷凍冷蔵設備を設置するとともに、機器管理に必要となる計装設備・中央監視設備を設置する。

エ 軌条レール脱着工事

冷凍冷蔵設備更新に伴い枝肉運搬用の軌条レール脱着を行う（新設又は再取付）。

オ 建築工事

冷凍冷蔵設備の設置、配管工事に伴い必要となる壁の開口工事や補修、建具交換等の工事を実施する。

カ 外構工事

室外機設置に伴う外構工事やその他舗装、囲障工事を実施する。

キ 仮設工事

工事に伴い必要となる足場、仮囲い、仮設事務所設置等の仮設工事を行う。

ク その他付随する工事

### (3) 維持管理業務

ア 保守点検業務

法定点検、簡易点検や機器洗浄等の必要と想定される保守点検業務を行う。

イ 修繕・更新業務

維持管理業務期間に必要となった部品交換、補修等を行う。ただし、外的要因による設備機器の大幅な修理や取替えについては、費用の支払いについて市と事業者が協議の上決定するものとする。なお、維持管理段階におけるリスク分担については「添付資料3 リスク分担」を参照すること。

### (4) その他業務

ア 地方交付税措置申請手続き等支援業務

地方交付税措置申請に伴い必要となる資料の作成を行うとともに、市が実施する手続きの支援を行う。

イ 冷凍冷蔵設備の移設業務

事業期間中に、改築及び改修等により、本事業にて設置した冷凍冷蔵設備の移設、廃棄等が必要となった場合、市と協議の上、冷凍冷蔵設備の移設等を行う。ただし、冷凍冷蔵設備の移設等にかかる費用については、市と事業者が協議の上、本事業に要する費用とは別に市が支払うものとする。

## 10 事業者の収入

本事業における事業者の収入は、次のとおりとする。

ア 設計・建設に係る対価

市は、設計業務及び施工業務に係る対価について、新潟市財務規則等に基づき、事業者を支払う。前払い金や年度ごとの部分払に関しては建設工事請負契約書（案）及び新潟市財務規則等によるものとする。

#### イ 維持管理に係る対価

市は、事業者が実施する本施設の維持管理業務に係る対価について、維持管理期間にわたって事業者を支払う。

維持管理料は、事業者が実施する維持管理業務に要する維持管理期間中の費用合計の提案金額を維持管理期間にわたって平準化したものとする。

### 1 1 設計・施工業務における支払い条件

令和5年度 前払金・部分払 有り

令和6年度 前払金・部分払 有り

### 1 2 設計・施工業務における保険への加入

建設事業者は請負業者賠償責任保険に加入すること。

### 1 3 関係法令等の遵守

市及び事業者は、本事業を実施するに当たり必要な関係法令、条例、規則、要綱等を遵守しなければならない。遵守すべき法規制及び適用される基準等については、「新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業要求水準書」を参照すること。

### 1 4 事業スケジュール（予定）

ア 公募開始	令和5年6月30日
イ 事業提案書の受付	令和5年9月29日
ウ 最優秀者の決定及び公表	令和5年10月下旬頃
エ 基本協定の締結	令和5年10月下旬頃
オ 契約（仮契約）の締結	令和5年11月上旬頃
カ 契約議案の議会承認（契約の締結）	令和5年12月下旬頃
キ 本施設の設計・建設	契約締結日の翌日～引渡し完了日
ク 本施設の維持管理	引渡し完了日の翌日～令和12年3月31日

## IV 事業者の募集及び選定に関する事項

### 1 事業者の募集及び選定方法

#### (1) 選定の方法

市は、本事業への参加を希望する事業者を広く公募し、透明性及び公平性の確保に十分留意して事業者を選定する。なお、事業者の選定は、技術提案、価格及びその他の条件により最優秀者を選定する公募型プロポーザル方式で行う。

#### (2) 審査の方法

審査は、参加資格審査と提案審査の二段階に分けて実施する。

##### ア 参加資格審査

参加者に参加資格審査に必要な書類の提出を求めるものとする。

##### イ 提案審査

参加資格審査通過者に対し、本事業に関する提案内容を記載した提案書の提出を求める。

### 2 募集及び選定の手順

#### (1) 募集及び選定スケジュール（予定）

事業者の募集、選定及び契約スケジュールは、次のとおり予定している。

内 容	日 程
① 公募開始	令和5年6月30日（金）
② 第1回質問受付期限 【参加資格に関する質問】	令和5年7月14日（金）
③ 現地見学会	令和5年7月13日（木）、14日（金）、 18日（火）、19日（水）のいずれか
④ 第1回質問回答公表 【参加資格に関する質問】	令和5年7月26日（水）
⑤ 第2回質問受付期限 【参加資格以外に関する質問】	令和5年7月26日（水）
⑥ 参加資格審査書類受付期限	令和5年8月2日（水）
⑦ 第2回質問回答公表 【参加資格以外に関する質問】	令和5年8月4日（金）
⑧ 参加資格審査結果通知	令和5年8月9日（水）まで
⑨ 対面的対話	令和5年8月31日（木）
⑩ 事業提案書及び価格提案書受付期限	令和5年9月29日（金）
⑪ 最優秀者の決定及び公表	令和5年10月下旬
⑫ 契約（仮契約）の締結	令和5年11月
⑬ 契約議案の議会承認（事業契約の締結）	令和5年12月

#### (2) 公募、実施要領等の公表

市は、公募を行い、実施要領、要求水準書、最優秀者選定基準書、基本協定書（案）、基本契約書（案）、建設工事請負契約書（案）、維持管理業務委託契約書（案）、様式集等を公表する。

また、市では、本事業に参加を検討する応募者から、実施要領等の内容に関する質問を受け付け、質問に対する回答を市のホームページで公表する。

### **(3) 参加資格審査書類の受付、参加資格審査結果の通知**

市では、本事業の応募者に参加資格審査に必要な書類の提出を求める。参加資格審査の結果は、応募者に通知する。

また、参加資格審査を通過しなかった応募者は、市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。

### **(4) 対面的対話**

市では、参加資格審査通過者を対象に対面での対話を行う予定である。対面での対話は、参加資格審査通過者における市の事業目的（事業の位置付けや特徴等）への理解促進、事業提案書における要求水準の未達回避、より大きな民間の創意工夫の発揮を目的として実施するものである。

### **(5) 事業提案書の受付**

市では、参加資格審査通過者に対し、実施要領等に基づき本事業に関する事業計画の提案内容を記載した事業提案書の提出を求める。

## **3 応募者の参加資格要件**

応募者は、次の資格要件を全て満たすものとする。なお、市では、応募者の資格の確認を行うために参加資格審査を実施する。

### **(1) 応募者の構成等**

- ア 応募者は、複数の企業で構成するグループ又は単体企業（以下、「応募グループ」という。）とし、グループによる応募の場合は特定JVを結成するものとする。
- イ 応募グループを構成する企業数の上限は任意とするが、本事業の実施に関して各々の構成員が適切な役割を担う必要がある。
- ウ 応募グループの構成員の中から「(2)イ(ア)の「管工事業務を行う者の要件」を満たす1者を「代表者」として定めるとともに、当該代表者が応募手続を行うこととする。
- エ 応募グループは、参加資格確認申請書の提出時に、代表者及びその他の構成員の企業名及び携わる業務について明らかにするものとする。
- オ 代表者の変更は、原則として認めない。
- カ 応募グループの構成員の変更は認めない。ただし、やむを得ない場合は、市と協議を行い、新たな構成員とすることができる。
- キ 応募グループの構成員は、他の応募グループの構成員となることはできない。
- ク 代表者、構成員のいずれかと資本関係又は人的関係のある者が、他の応募者の代表者、

構成員となることは認めない。

上記「ク」の「資本関係又は人的関係のある」者とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう（以下同じ）。

(ア) 資本関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。

① 親会社（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条 4 号及び会社法施行規則第 3 条（平成 18 年法務省令第 12 号）の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合

② 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

(イ) 人的関係がある場合

次の①又は②のいずれかに該当する二者の場合。なお、次でいう役員とは、社外役員を含む、常勤又は非常勤の取締役、監査役、執行役員、その他全ての役員を指す。

① 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

② 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 67 条第 1 項又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合

(ウ) その他最優秀者の決定の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記(ア)又は(イ)と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合  
ケ 構成員が、複数の企業等で構成されるものである場合には、これらを構成するものについても他の応募者の構成員となることはできない。

コ 同一応募者が複数の提案を行うことはできない。

## (2) 応募者等の参加資格要件

ア 共通の参加資格要件

代表者及び構成員は、次に掲げる要件を全て備えること。

(ア) 本事業の参加資格審査書類提出日以前 2 年以内に手形交換所による取引停止処分を受け、又は 6 ヶ月以内に不渡手形若しくは不渡小切手を出していない者であること。

(イ) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しないものであること。

(ウ) 公募開始の公表日から最優秀者の決定日までの期間中に、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないものであること。

(エ) 建設工事の参加資格要件については、対象工事の工種に対応する建設業について、建設業法第 3 条第 1 項の許可を受け 1 年以上営業しており、かつ同法第 27 条の 23 第 1 項に定める経営事項審査（参加資格確認基準日時点で、有効かつ最新なものに限る。以下「経審」という。）を受けており、同経審において経営規模等評価結果及び総合評定値を通知されていること。

(オ) 各業務を行う者は、各業務に対応する入札参加資格者名簿に登録されている者を基本

とするが、名簿に登録がない者が応募する場合は、参加資格審査書類提出時に以下の書類を提出すること。

- ① 建設業許可通知書の写し（工事業務の場合）
- ② 経営規模等評価結果通知書総合評定通知書の写し（工事業務の場合）
- ③ 参加資格確認基準日の1日から起算して3カ月前以降に証明された法人税又は所得税並びに地方消費税の納税証明書
- ④ 新潟市に納税義務がある場合は、参加資格確認基準日の1日から起算して1か月前以降に証明された、「新潟市入札用」の納税証明書
- ⑤ 暴力団排除に関する誓約書

(カ) 次の①から⑦まで のいずれにも該当しないものであること。

- ① 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- ② 暴力団員（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号）第2条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- ③ 役員等（法人である場合は役員又は支店若しくは営業所の代表者その他これらと同等の責任を有するものをいい、法人以外の団体である場合は代表者、理事その他これらと同等の責任を有するものをいう。）が暴力団員であるもの
- ④ 暴力団又は暴力団員が経営に実質的に関与しているもの
- ⑤ 自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているもの
- ⑥ 暴力団又は暴力団員に対して資金を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与しているもの
- ⑦ その他暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するもの

(キ) 会社法(平成17年法律第86号、以下同じ。)施行前の商法(明治32年法律第48号)第381条の規定による整理開始の申立て若しくは通告、会社法第511条に基づく特別清算開始の申立て、旧破産法(大正11年法律第71号)第132条若しくは第133条の規定による破産の申立て、破産法(平成16年法律第75号)第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立て、旧和議法(大正11年法律第72号)第12条の規定による和議開始の申立て、旧会社更生法(昭和27年法律第172号)第30条の規定による更生手続開始の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て、又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者(但し、旧会社更生法又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定日以降の日を審査基準日とする建設業法第27条の23第1項に規定する経営に関する客観的事項の審査を受け、その結果の通知を受けたものを除く。)でないこと。

(ク) 法人税、消費税及び地方消費税、法人事業税及び法人住民税を滞納している者でないこと。

(ケ) 社会保険等（雇用保険、健康保険及び厚生年金保険）へ加入していること、または加入義務がないこと。

(コ) 市が本事業に関する検討を委託した次に示す者と資本関係又は人的関係のない者であること。

八千代エンジニアリング株式会社

(ク) 市が設置した選定委員会の委員が所属する企業でないこと。

#### イ 各業務を行う者の要件

応募者は、業務を行う者として、次の(ア)から(オ)の各項の要件を満たす構成員で構成すること。なお、複数の項の要件を満たす者は、当該複数の項の業務に当たる者を兼ねることが可能である。

##### (ア) 「管工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち管工事業務を行う企業は、代表者とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法（昭和24年5月24日法律第100号）第3条第1項の規定による管工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 新潟市内に本社を有すること。
- ③ 令和5・6年度新潟市入札参加資格者名簿の管工事でAランクに格付け認定されているもの。
- ④ 工事に係る建設業法に規定する監理技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加資格申請があった日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を専任で配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

##### (イ) 「電気設備工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち電気設備工事業務を行う企業は、代表者又は構成員とし、次の要件を全て満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 建設業法第3条第1項に規定する電気工事に係る特定建設業の許可を受けていること。
- ② 新潟市内に本社を有すること。
- ③ 令和5・6年度新潟市入札参加資格者名簿の電気工事でAランクに格付け認定されているもの。
- ④ 工事に係る建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加資格申請があった日にお

いて雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。)を配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

(ウ) 「冷凍冷蔵設備工事業務」を行う者の要件

建設事業者のうち冷凍冷蔵設備工事業務を行う企業は、代表者又は構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 平成24年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする冷凍冷蔵設備施工業務の完了済みの実績（元請としての実績に限らない）を有していること。
- ② 工事に係る建設業法に規定する監理技術者又は主任技術者（直接かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。なお、恒常的な雇用関係とは参加資格申請があった日において雇用期間が3ヶ月以上経過していることをいう。）を配置することができること。また、配置技術者の変更は原則として認めない。

(エ) 「設計業務」を行う者の要件

建設事業者のうち設計業務を行う企業は、次の要件を全て満たした者を配置すること。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、複数の企業により次の要件を満たすことも可能とする。

- ① 代表者又は構成員の常勤の自社社員で、かつ、提案書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者を配置できること。
- ② 平成24年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする冷凍冷蔵設備の設計に関する完了済みの実績を有していること。
- ③ 建築士法（昭和25年法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所登録の登録を行っていること。

(オ) 「維持管理業務」を行う者の要件

本施設の維持管理業務を行う企業は、代表者又は構成員とし、次の要件を満たすこと。ただし、同一業務を複数の企業で行う場合は、少なくとも1社は、次の要件を全て満たすこととする。

- ① 平成24年度以降に、と畜場、食肉センター、食肉加工場等の建物を対象とする維持管理業務の実績を有していること。

ウ 参加資格の確認

(ア) 参加資格確認基準日

参加資格確認基準日は参加資格審査書類受付期限の日とする。

(イ) 参加資格の喪失

- a. 参加資格確認基準日の翌日から応募者プレゼンテーション・ヒアリング実施日までの間、応募者のうち代表者又は構成員のいずれかが参加資格を欠くに至った場合、当該応募者は本プロポーザルに参加できない。ただし、代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合は、当該応募者は、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、参加資格等を確認の上、市が認めた場合は、参加できるものとする。
- b. 応募者プレゼンテーション・ヒアリング実施日の翌日から最優秀者決定日までの間、応募者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は当該応募者を最優秀者決定のための審査対象から除外する。ただし、代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該参加者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該参加者の参加資格を引き続き有効なものとして取り扱うことができるものとする。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。
- c. 最優秀者決定日の翌日から事業契約の締結の承認に係る議会の議決日までの間、最優秀者の構成員が参加資格要件を欠くに至った場合、市は事業者と事業契約を締結しない場合がある。この場合において、市は事業者に対して一切の費用負担を負わないものとする。ただし、代表者以外の構成員が参加資格を欠くに至った場合で、当該事業者が、参加資格を欠いた構成員に代わって、参加資格を有する構成員を補充し、市が参加資格の確認及び事業能力を勘案し、契約締結後の事業運営に支障をきたさないと判断した場合は、当該事業者と事業契約を締結する。なお、この場合の補充する構成員の参加資格確認基準日は、当初の構成員が参加資格を欠いた日とする。

## 4 参加の手続き

### (1) 実施要領等

市では、次の書類を市ホームページで公表する。

- ア 実施要領
- イ 要求水準書
- ウ 要求水準書 添付資料
- エ 最優秀者選定基準書
- オ 基本協定書（案）
- カ 基本契約書（案）
- キ 建設工事請負契約書（案）
- ク 維持管理業務委託契約書（案）
- ケ 様式集

### (2) 第1回実施要領等に関する質問受付及び回答公表【参加資格に関する質問】

実施要領等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、市が非公表と判断した質問については、回答しない。

- ア 対象  
本事業への応募を希望する者を対象とする。
- イ 受付期限  
令和5年7月14日（金）午後5時までとする。
- ウ 提出方法  
実施要領等と同時にホームページに公表する第1回実施要領等に関する質問書（様式第1-1号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、E-mailで送付する。
- エ 提出先  
「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。
- オ タイトル  
「実施要領等に関する質問書の提出（提出者名）」
- カ 到達の確認方法  
質問書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。
- キ 回答の公表  
令和5年7月26日（水）までにホームページに公表する。

### (3) 第2回実施要領等に関する質問受付及び回答公表【参加資格以外に関する質問】

実施要領等に関する質問受付及び回答は、次のとおり実施するものとし、所定の質問書以外では一切応じない。なお、質問に対する回答は全て公表するものとする。ただし、公平な競争性の確保が危惧されるなど、市が非公表と判断した質問については、回答しない。

#### ア 対象

本事業への応募を希望する者を対象とする。

#### イ 受付期限

令和5年7月26日（水）午後5時までとする。

#### ウ 提出方法

実施要領等と同時にホームページに公表する第2回実施要領等に関する質問書（様式第1-2号）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、E-mailで送付する。

#### エ 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

#### オ タイトル

「実施要領等に関する質問書の提出（提出者名）」

#### カ 到達の確認方法

質問書を提出した者に対して、市が到達確認メールを返信する。

#### キ 回答の公表

令和5年8月4日（金）までにホームページに公表する。

### (4) 現地見学会の開催

#### ア 目的

本事業への応募を希望する者を対象に、本施設・事業概要に対する疑義の解消を目的として開催する。応募者の代表者は、以下の要領に従って現地見学会に関する提出書類（様式3-1～3-2）を提出すること。

#### イ 開催期間

令和5年7月13日（木）・14日（金）・18日（火）・19日（水）のいずれか

#### ウ 開催場所

新潟市西区中野小屋1631番（新潟市食肉センター）

#### エ 参加申込方法

##### (ア) 参加申込書等の提出期限

令和5年7月7日（金）17:00まで

##### (イ) 参加申込書等の提出方法

実施要領等と同時にホームページに公表する現地見学会への参加申込書（様式第3-1号）及び現地見学会に係る誓約書（様式3-2）（Microsoft Excel形式）に記入のうえ、E-mailで送付する。

##### (ウ) 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

(エ) タイトル

「現地見学会への参加申込書等の提出（提出者名）」

## (5) 参加資格審査に関する書類の受付及び通知

応募者の代表者は、次の要領に従って参加資格審査に関する提出書類（様式第 2-1 号から様式第 2-9 号）を提出すること。

ア 対象

本事業への応募を希望する者を対象とする。

イ 受付期限

令和 5 年 8 月 2 日（水）午後 5 時までとする。なお、提出期限に遅れた参加資格審査に関する提出書類は受け付けない。

ウ 提出方法

応募者の代表者が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前 9 時から午後 5 時まで（ただし、正午から午後 1 時まで及び期間中の土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律 178 号）に規定する休日（以下「祝日等」という。）を除く。また、最終日は午後 3 時まで。）とする。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「参加資格審査書類在中」と朱書きすること。なお、電子メール及び F A X による提出は認めない。

エ 参加資格審査書類

- (ア) 参加資格審査申請書（様式第 2-1 号）
- (イ) 応募者の構成（様式第 2-2 号）
- (ウ) 委任状（代表者）（様式第 2-3 号）
- (エ) 建設工事特定共同企業体協定書（様式第 2-4 号）
- (オ) 参加資格要件確認書①（様式第 2-5 号）
- (カ) 参加資格要件確認書②（様式第 2-6 号）
- (キ) 参加資格要件確認書③（様式第 2-7 号）
- (ク) 参加資格要件確認書④（様式第 2-8 号）
- (ケ) 参加資格要件確認書⑤（様式第 2-9 号）

オ 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

カ 結果通知

参加資格審査結果は、令和 5 年 8 月 9 日（水）までに応募者の代表者に書面で通知する。その際、参加資格審査に通過した者には、事業提案書の作成に必要となる応募者名を交付するとともに、既存建物・設備等の電子データを配付する。

キ 参加審査結果の説明請求

(ア) 審査の結果、参加資格が認められなかったものは、その理由について市に対して説明

を求めることができる。

- (イ) 参加資格審査結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（3日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。
- (ウ) 説明を求めたものに対する回答は、速やかに書面により行う。

## (6) 対面的対話に関する書類の受付

### ア 対象

参加資格が認められた者を対象とする。なお、対面的対話に参加を希望する者は、対面的対話に関する提出書類を提出すること。

### イ 受付期限

令和5年8月18日（金）午後5時までとする。

### ウ 提出方法

応募者の代表者が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

### エ 提出書類

- (ア) 対面的対話の申込書（様式第4-1号）
- (イ) 対面的対話用資料
  - a) 対面的対話の実施に関する質問書（様式第4-2号）
  - b) 機器配置基本プロット図（様式第4-3号）
  - c) 工事工程（様式第4-4号）
  - d) 工事ステップ図（様式第4-5号）

### オ 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

## (7) 対面的対話の開催

### ア 目的

事業の位置付けや特徴の理解促進のため、応募者が、本事業の位置付けや特徴を理解し、たうえで、事業提案書を作成できるよう、必要事項を的確に伝える。

また、本事業は性能発注により行われるため、応募者に事業条件等を正しく伝えることができない場合、応募者の提案内容が要求水準未達となる可能性がある。応募者と提案内容に関する対話を行うことで、事業条件等に対する認識の齟齬を解消し、応募者の創意工夫を引き出しつつ、要求水準未達となる事態を回避する。

### イ 対象

参加資格が認められた応募者を対象とする。

ウ 開催日

令和5年8月31日（木）を予定する。

エ 対面的対話の実施要領

対面的対話に申し込んだ応募者に対し、対面的対話の実施要領を送付する。

オ 質問事項の公表

様式第4-2の確認事項及び当日の応募者からの質問事項は、公平性及び透明性を確保する観点から、参加する応募者間で相互の確認を実現するため、市はこれらの回答を市ホームページに公表する。

ただし、応募者固有のノウハウや事業提案に関連すると判断される内容については、市と応募者で協議のうえ、公表しないことがある。

## (8) 事業提案書及び価格提案書の受付

応募者の代表者は、次の要領に従って本事業に対する提案内容を記載した事業提案書及び価格提案書を提出すること。なお、応募者の提案内容についてプレゼンテーションを受け、選定委員会によるヒアリングを実施することを予定している。

ア 対象

参加資格が認められた応募者を対象とする。

イ 受付期限

令和5年9月29日（金）午後5時までとする。

ウ 提出方法

応募者の代表者が、持参又は郵送（必着、書留に限る。）により提出期限までに提出する。持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

また、郵送で提出する場合、封入物の鑑には「事業提案書及び価格提案書在中」と朱書きすること。

エ 提出書類

実施要領添付資料5「提出書類の作成要領」に規定する様式による。

オ 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

カ 応募者プレゼンテーション・ヒアリング

応募者ヒアリングの詳細は、別途、事業提案書及び価格提案書を提出した者に通知する。

キ 価格提案書確認

価格提案書確認場所、価格提案書確認日時、価格提案書確認への立会い等は、別途、事業提案書及び価格提案書を提出した者に通知する。

ク 選定結果の通知

選定結果は、令和5年10月下旬頃に事業提案書及び価格提案書を提出した者に書面で

通知する。なお、選定結果の概要は、市ホームページで公表する。

#### ケ 選定結果理由の説明請求

- (ア) 選定の結果、最優秀者とならなかった者は、その理由について市に対して説明を求めることができる。
- (イ) 選定結果理由の説明を求める場合には、市が通知した日の翌日から起算して7日以内（期間中の祝日等を除く。）に書面（書式は自由）を提出すること。提出方法は、持参又は郵送（3日目の消印有効、書留に限る。）によるものとし、持参の場合は、午前9時から午後5時まで（ただし、正午から午後1時まで及び期間中の祝日等を除く。）とする。
- (ウ) 説明を求めた者に対する回答は、速やかに書面により行う。

#### コ その他

- (ア) 受付期限に遅れた事業提案書及び価格提案書は受け付けない。
- (イ) 事業提案書及び価格提案書を持参して提出する場合、身分を証明できるもの（社員証等）の提示を求める場合がある。

### (9) 留意事項

#### ア 実施要領等の承諾

応募者は、「参加資格審査申請書（様式第2-1）」の提出をもって、実施要領等の記載内容を承諾したものとする。

#### イ 応募に伴う費用負担

応募に伴う費用は、全て応募者の負担とする。

#### ウ 提出書類の取扱い

##### (ア) 事業提案書及び価格提案書の変更等の禁止

事業提案書及び価格提案書の変更、差替え及び再提出は認めない。また、理由のいかんに関わらず返却しない。

##### (イ) 著作権

応募書類の著作権は、応募者に帰属することとするが、審査結果の公表において必要な場合、応募者に事前に協議した上で必要な範囲において、市が公表等を行うことができるものとする。

##### (ウ) 特許権等

提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用した結果生じた責任は、原則として提案を行った応募者が負う。

#### エ 資料の取扱い

市が提供する資料は、本事業の募集に係る検討以外の目的に使用することはできない。

#### オ 使用言語及び単位、時刻

募集に関して使用する言語は、実施要領添付資料5「提出書類の作成要領」及び各様式

に特別に指定するもの以外では、日本語、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるもの、通貨単位は円、時刻は日本標準時とする。

#### カ 応募の辞退

参加資格審査申請書を提出した者は事業提案書の提出期限までは、随時、応募を辞退することができる。なお、応募辞退届の提出要領は、次のとおりとする。

##### (ア) 提出方法

応募者の代表者が「応募辞退届（様式第1-3号）」を持参する。なお、電子メール及びFAXによる提出は認めない。

##### (イ) 提出先

「X 4 公募に関する担当」を参照のこと。

#### キ 応募の無効に関する事項

次のいずれかに該当する応募は、無効とする。

(ア) 事業提案書に虚偽の記載がある場合

(イ) 事業提案書に不備がある場合

(ウ) 事業提案書の提出期限までに提出されない場合

(エ) 参加資格要件を欠いている場合

(オ) 著しく信義に反する行為をした場合

(カ) 関係者に対する工作等不当な活動を行ったと認められる場合

(キ) 価格提案書に記載の金額が契約上限価格を超えた場合

(ク) (ア)から(キ)に挙げるものの他、市が特に指定した事項に違反した場合

#### ク 公募の中止等

本事業の公募手続きに関して市が必要と認めるときは、公募の執行を取りやめることができる。この場合において、当該公募の延期又は中止によって応募者に生じた損害は、応募者の負担とする。

#### ケ その他

実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、市は応募者に通知することとする。

## 5 契約上限価格

### (1) 契約上限価格

本事業での契約上限価格は、次のとおりとする。

契約上限価格 996,700,000円（消費税及び地方消費税を含む）

### (2) 各業務の契約上限価格

各業務の契約上限価格の内訳は以下のとおりとする。

設計・施工業務費 971,300,000円（消費税及び地方消費税を含む）

維持管理業務委託費 25,400,000円（消費税及び地方消費税を含む）

## 6 最低制限価格

本事業では最低制限価格を設けない。

## 7 応募者の審査及び最優秀者の選定

### (1) 審査の機関

市は、応募者の事業提案の審査を公平に専門的知見に基づいて実施するための機関として、次の委員により構成する選定委員会を設置した。応募者から提出された事業提案書の審査については、選定委員会が行う。

公募開始から最優秀者の決定に関する公表までの期間に、本事業について市が設置する選定委員会の委員に対し、事業提案書の審査に関して自己の有利になる目的のための接触等の働きかけを行った者は失格とする。

新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会委員

委員名	所属・役職等
中井 裕	新潟食料農業大学 副学長 食料産業学科 教授
有波 裕貴	新潟大学工学部 工学科 助教
石井 哲也	公益財団法人 新潟ミートプラント 理事長
三阪 史也	新潟市 農林水産部長
上村 洋	新潟市 建築部長

(敬称略・順不同)

### (2) 審査の手順及び方法

#### ア 参加資格審査

参加資格審査に当たっては、参加表明時に提出する参加資格審査申請書類について審査を行い、参加資格の有無を確認する。

#### イ 事業提案審査

選定委員会は、あらかじめ設定した審査事項による事業提案審査を行い、最優秀者及び次点者を選定する。

#### ウ 審査事項

審査事項は、最優秀者選定基準書に示す。

#### エ 審査結果

審査結果は、各応募者へ通知するほか、結果の概要、審査講評を市のホームページに掲載する。

## 8 最優秀者選定後の手続き

### (1) 交渉権

ア 交渉権について、最優秀者に第1位交渉権を、次点者に第2位交渉権を与える。

- イ 市は、第1位交渉権を与えられたものと契約締結の交渉を行い、合意した場合に契約を締結する。
- ウ 第1位交渉権を与えられた者が契約締結を辞退した場合は、第2位交渉権を与えられた者と契約締結交渉を行う。
- エ 契約締結の辞退については、やむを得ない事情による場合にのみ認めることとする。
- オ 契約手続は、新潟市財務規則（昭和39年4月1日規則第12号）の定めによる。

## (2) 基本協定及び事業契約の締結

最優秀者（又は次点者）と市は、契約の締結に関する以下の内容について、契約交渉に際して事業提案書及び価格提案書の受付時に未定であったもの以外は変更しないものとし、速やかに合意、契約締結を行う。

### ア 基本協定

対象者：最優秀者（又は次点者）

締結時期：交渉開始後速やかに

### イ 基本契約

対象者：最優秀者（又は次点者）

締結時期：令和5年11月頃までに契約を締結する。ただし、建設工事請負契約の議決を得ることを停止条件とする。

### ウ 建設工事請負契約

対象者：建設事業者

締結時期：令和5年11月頃までに仮契約を締結する。仮契約は令和5年12月（予定）に開催する議会の議決を経て本契約となる。

### エ 維持管理業務委託契約

対象者：維持管理事業者

締結時期：令和5年11月頃までに契約を締結する。ただし、建設工事請負契約の議決を得ることを停止条件とする。

## (3) 契約金額

契約金額（消費税及び地方消費税を含む。）は、建設事業者及び維持管理事業者から見積書を徴取し、決定する。ただし、提案価格からの増額は認めない。

## (4) 地位の譲渡等

市の事前の承諾がある場合を除き、事業者は事業契約上の地位及び権利義務等を譲渡、担保提供又はその他の方法により処分してはならない。

## 9 著作権

提出書類に含まれる著作物の著作権は参加者に帰属するものとし、市に帰属しないが、公表、

展示、その他市がこの事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、市は、これを無償で使用できるものとする。また、契約に至らなかった参加者の提案については本事業の公表の目的以外には使用しない。なお、提出を受けた書類は返却しない。

## **10 特許権等**

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利となっている工事材料，施工方法，維持管理方法等を使用したことに起因する責任は，提案を行った参加者が負うこととする。

## **11 応募に係る費用負担**

応募に係る費用は、応募者の負担とする。

## V 事業者の責任の明確化等事業の適正かつ確実な実施の確保に関する事項

### 1 基本的考え方

本事業における責任分担の考え方は、市と事業者が適正にリスクを分担することにより、より低廉で質の高いサービスの提供を目指すものであり、本施設の設計、建設、維持管理において発生するリスクの分類・分担を「添付資料3 リスク分担表」に示す。

### 2 想定されるサービスの水準・仕様

事業者は、実施要領等及び提案内容に基づく諸条件を踏まえて、本事業の実施要領等に示す本件施設等の機能（性能要件）が十分発揮できるよう、設計・施工業務及び維持管理業務を行うものとする。

### 3 事業の実施状況のモニタリング

#### (1) 事業者による業務品質の確保（セルフモニタリング）

事業者は、業務のサービス水準を維持改善するよう、事業者自らセルフモニタリングを実施し、その結果を市に報告するものとする。なお、詳細については、要求水準書において提示する。

#### (2) 市による事業の実施状況の確認（モニタリング）

市は、事業者が実施する本施設の設計・建設・維持管理における全ての業務について、監視を行う。

また、事業者の提供する施設の設計・施工業務に係るサービスが十分に達せられない場合、市は、事業者に対して是正勧告を行い、是正策の提出・実施を求めるとともに、対価の支払額を減額することができる。

### 4 地元雇用や地元企業の活用

事業者は、本事業の実施に当たり、市内に所在地を有する地元企業が対応可能な工事や材料の調達、納品などについては、積極的に地元企業を活用するものとする。

## VI 公共施設等の立地並びに規模及び配置に関する事項

### 1 敷地面積及び配置

事業実施区域 : 43,335.0 m<sup>2</sup> (「添付資料1 事業実施場所」参照)

### 2 都市計画事項

ア 都市計画区域	都市計画区域内 (市街化調整区域)
イ 用途地域	指定なし
ウ 防火地区	指定なし
エ 高度地区	指定なし
オ 建ぺい率	60%以下 (角地指定)
カ 容積率	200%以下
キ 騒音規制	規制区域外
ク 振動規制	規制区域外

## VII 事業計画又は契約の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

### 1 基本的な考え方

事業計画又は事業契約の解釈について疑義が生じた場合、市と事業者は、誠意をもって協議するものとし、協議が整わない場合は、事業契約に定める具体的措置に従うものとする。

### 2 管轄裁判所

事業契約に関する紛争については、新潟地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とする。

## **VIII 事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項**

### **1 事業者の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- ア 事業者の提供するサービスが、契約で定める事業者の責めに帰すべき事由により債務不履行又はその懸念が生じた場合、市は事業者に対して改善勧告を行い、一定期間内に改善策の提出・実施を求めることができる。事業者が当該期間内に改善をすることができなかつたときは、市は、事業契約を解除することができる。
- イ 事業者の財務状況が著しく悪化するなどの事由により契約に基づく事業の継続的履行が困難と合理的に考えられる場合、市は、事業契約を解除することができる。
- ウ 前2号の規定により市が契約を解除した場合、事業者は、市に生じた損害を賠償しなければならない。

### **2 市の責めに帰すべき事由により本事業の継続が困難となった場合**

- ア 市の責めに帰すべき事由に基づく債務不履行により事業の継続が困難となった場合、事業者は、契約を解除することができる。
- イ 前号の規定により事業者が契約を解除した場合、市は、事業者に生じた損害を賠償する。

### **3 当事者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合**

不可抗力その他市又は事業者の責めに帰すことのできない事由により事業の継続が困難となった場合、市及び事業者は、事業継続の可否について協議する。設計・施工業務期間においては、一定の期間内に協議が整わない場合、市は、相手方に事前に書面でその旨を通知することにより、建設工事請負契約を解除することができる。

### **4 その他**

その他、本事業の継続が困難となった場合の措置の詳細は、事業契約に定める。

## **IX 法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援等に関する事項**

### **1 法制上及び税制上の措置に関する事項**

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### **2 財政上及び金融上の支援に関する事項**

現時点では、本事業に関して事業者への法制上及び税制上の優遇措置等は想定していない。

### **3 その他の支援に関する事項**

市は事業者が事業実施に必要な許認可等を取得する場合、可能な範囲で必要な協力を行うものとする。

## **X その他事業の実施に関し必要な事項**

### **1 議会の議決**

市は、建設工事請負契約の締結に当たっては、市議会の承認を得るものとする。

### **2 公正な応募の確保**

応募者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に違反する行為を行ってはならない。

### **3 情報提供**

市は、適宜、次に示す市のホームページで情報提供する。

<https://www.city.niigata.lg.jp/>

### **4 公募に関する担当**

〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1 0 1 0 番地

新潟市農林水産部食と花の推進課（新潟市役所ふるまち庁舎 6 階）

担当 管理庶務担当

電 話：025-226-1794

F A X：025-226-0021

電子メール：shokuhana@city.niigata.lg.jp

添付資料1 事業実施場所



添付資料2 契約スキーム

項目	内容
契約スキーム 図	<p>注1) 複数の業務の要件を満たす者は、当該複数の業務に当たる者を兼ねることが可能である。</p> <p>注2) 代表者又は構成員の常勤の自社員で、かつ、提案書等の提出日において引き続き3箇月以上の雇用関係がある者を配置すること。</p>
事業契約	基本契約、建設工事請負契約、維持管理業務委託契約
市支払対価	設計・建設費、維持管理業務委託費
事業者の収入 建設事業者	市から支払われる設計・建設費
事業者の収入 維持管理事業者	市から支払われる維持管理業務委託費

添付資料3 リスク分担

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
共通	1	実施要領等にかかるリスク	実施要領・要求水準書等公募資料に誤りに関するもの、内容の変更に関するもの	○	
	2	公募にかかるリスク	応募費用に関するもの		○
	3	議会の議決リスク	議会の議決が得られない場合	○	○
	4	業務実施企業等に関するリスク	業務を委託し、又は請け負わせる企業(業務実施企業)その他の第三者(その使用人を含む。)の使用に係る責任		○
	5	支払遅延・支払不能リスク	市の支払いの遅延	○	
	6		事業者の市への支払いの遅延(発生する場合)		○
	7	行政リスク	市の事業方針の変更によるもの	○	
	8	許認可取得・維持リスク	市が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの	○	
	9		事業者が取得すべき許認可の取得・維持に関するもの		○
	10	法令等関連リスク	法制度・許認可等の新設・変更に関するもの	○	○
	11	税制関連リスク	本事業に影響を及ぼす税制度の変更によるコスト変動	○	
	12		上記以外の税制変更によるコスト変動		○
	13	物価リスク	建設期間中の物価のインフレ・デフレ	△	○
	14		維持管理運営期間中の物価のインフレ・デフレ	△	○
	15	人件費リスク	事業期間中の人件費のインフレ・デフレ	△	○
	16	デフォルトリスク(不履行・怠慢・遅延に関するもの)	要求水準あるいは契約書で求めるサービスのレベルあるいは成果が下がった場合		○
	17		市の事由による業務基準の変更、債務の不履行	○	
	18		事業者の事業放棄、経営破綻によるもの		○
	19	社会リスク	設備管理上の瑕疵による損害賠償		○
	20		業務に対する市民対応、要望、苦情等に関するもの		○
	21		業務における環境保全にかかるもの(騒音、振動、臭気、あるいは資源化等)		○
	22		本事業を実施すること事への住民反対やその他市が別途本事業に対して実施する事業に関するもの	○	
	23	不可抗力リスク	不可抗力(大規模な天災(大地震、大噴火等)又は人的災害(戦争、放射能、テロ等))により生じる増加費用及び損害	○	△
	24	第三者賠償リスク	市の提示条件又は指示を直接の原因として第三者に及ぼした損害	○	
	25		食肉センターの運営業務に起因する事故	○	
	26		上記以外の事由を原因として第三者に及ぼした損害		○
	27	市の関連業務に関するリスク	市が本事業に関連して別途発注する業務において市が使用する第三者(その使用人を含む。)に係る責任	○	
設計段階	28	設計変更リスク	市の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合	○	
	29		事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	30		事業者の事由により設計変更が生じ費用が増加する場合		○
	31	遅延リスク	市の事由により実施設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合	○	
	32		事業者の事由により実施設計が一定期間に完結せず費用増加をもたらす場合		○

凡例 ○:主 △:従

リ ス ク				リスク分担	
発生区分	No	リスク項目	リスクの内容	市	事業者
建設段階	33	用地リスク	建設に関する資材置き場の確保	○	
	34	建設費増大	市の要請による費用超過、建設遅延によるもの	○	
	35		事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	36		上記以外のもの		○
	37	工事遅延・未完リスク	市の要請による工事の遅延または完工しない場合	○	
	38		事業者が実施した測量、調査の結果、既存施設に当初想定されなかった重大な欠陥が発見された場合	○	△
	39		上記以外のもの		○
	40	設備機器・備品等納品遅延リスク	事業者が納品する設備、備品等の納品遅延に関するもの		○
	41	工事監理リスク	工事監理に関するもの	○	
	42	一般的損害リスク	使用前の設備・原材料の盗難、関連工事に関して生じた施設の損傷、または事故による第三者への賠償等に関するもの		○
	43	譲渡手続きリスク	設備譲渡の手続きに伴う諸費用に関するもの		○
	44	施設・設備・機器等損傷リスク	市の帰責事由によるもの	○	
	45		事業者の帰責事由によるもの		○
	46		既存施設の瑕疵によるもの	○	
	47		第三者によるもの	○	△
	48	食肉や施設に対する汚染等の衛生管理リスク	市の帰責事由によるもの	○	
	49		事業者の帰責事由によるもの		○
	50		既存施設の瑕疵によるもの	○	
	51		第三者によるもの	○	△
	52	情報漏洩リスク	事業者の実施する情報の管理及び保護に関するもの		○
53	上記以外のもの		○		
54	事故発生リスク	市又は市が別途発注した事業者の帰責事由による場合	○		
55		上記以外のもの		○	
維持管理段階	56	施設・設備瑕疵リスク	既存施設・設備の瑕疵によるもの	○	
	57		瑕疵担保期間中に設備の瑕疵が発見された場合		○
	58	什器・備品管理リスク	市の事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難	○	
	59		事業者の責めに帰すべき事由による什器・備品等の破損・紛失・盗難		○
	60	大幅な修理・取替え※リスク	市の指示や市の責めに帰すべき事由による修理・取替え	○	
	61		市が別途発注した事業者の帰責事由による修理・取替え	○	
	62		既存施設・設備の瑕疵に起因する修理・取替え	○	
63	上記以外のもの			○	

凡例 ○：主 △：従

※：大幅な修理・取替えとは、「圧縮機の交換・修理」「ファンモーターの交換・修理」「ユニットクーラーの交換」「各機器のオーバーホール」等を指す。

## 添付資料4 対価の構成及び支払方法

### (1) 対価の構成

本事業では、市は次に示す対価を事業者を支払うものとする。

対価の構成	項目	対象業務
設計・施工業務に対する対価	設計・施工業務費 (請負金額)	・本件施設の設計・施工業務 ・その他関連業務
維持管理業務に対する対価	固定費A	・保守点検・清掃費 ・修繕・更新費(消耗部品交換・修理)
	固定費B	・用役費(光熱水費を除く) ・その他業務費(情報管理等)

### (2) 設計・施工業務に対する対価

#### ア 算定方法

設計・施工業務に対する対価の算定方法は、次に示すとおりである。

区分	支払いの対象となる費用	算定方法
設計・施工業務費 (請負金額)	・本施設の設計・施工業務費 ・その他関連業務費	設計・施工業務に対する対価 ＝設計・施工業務を行う上で必要となる左記業務に係る全ての費用

#### イ 支払方法

各会計年度における設計・施工業務費(請負金額)は、事業提案書を基に設定する会計年度ごとの支払限度額の範囲内とし、建設事業者は、前払金、部分払及び中間前払について、建設工事請負契約書、中間前払金取扱要綱及び債務負担行為に属する工事の部分払の取扱要綱において定める内容により請求できる。各会計年度における支払限度額は、建設工事請負契約書作成時に通知する。

#### ウ 改定方法

物価変動等による改定は、建設工事請負契約書による。

### (3) 維持管理業務における対価

維持管理業務委託契約書(案)による。

## 添付資料5 提出書類の作成要領

### (1) 各書類の提出要領

#### ア 基礎審査及び非価格要素審査に関する提出書類

正本は、図1に示すように袋綴じで作成し、代表者の割印を施し、次に示す①、③、⑤ごとに提出すること。また、副本は次に示す②、④、⑥ごとに左上クリップ留めで提出すること。

電子媒体は、次の①から⑥における正本及び副本をまとめて記録し、1部提出すること。

#### 【提出書類】

- ① 基礎審査に関する提出書類【正本】(様式第6-1号から6-4号)
- ② 基礎審査に関する提出書類【副本】(様式第6-1号から6-4号)
- ③ 非価格要素審査に関する提出書類【正本】(様式第7-1号から7-9号)
- ④ 非価格要素審査に関する提出書類【副本】(様式第7-1号から7-8号)
- ⑤ 維持管理計画に関する参考提出書類【正本】(様式第8号)
- ⑥ 維持管理計画に関する参考提出書類【副本】(様式第8号)
- ⑦ 上記①から⑥を記録した電子媒体

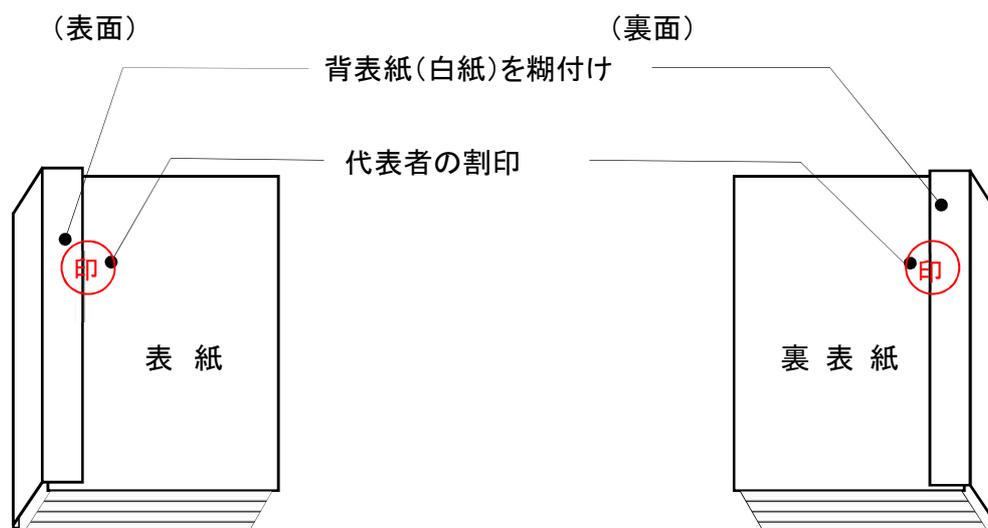


図1 袋綴じの方法(正本)

## イ 価格要素審査に関する提出書類

価格提案書等は、図2に示す方法で提出すること。

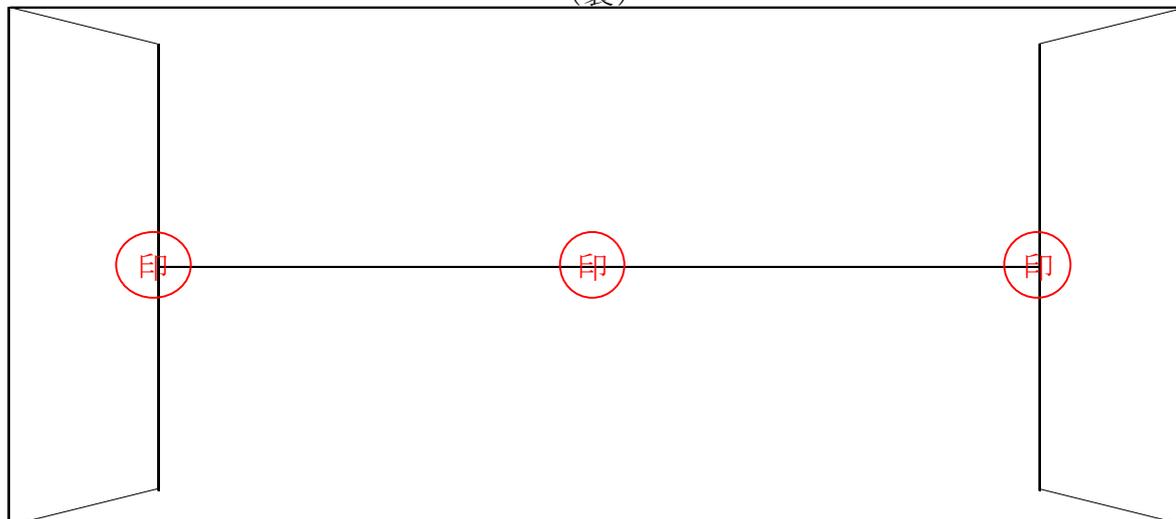
### 【提出書類】

- ① 価格提案書（様式第5-1号）
- ② 事業費（様式第5-2号）
- ③ 維持管理業務委託費（様式第5-3号）
- ④ 委任状（様式第5-4号）

（表）

新潟市長 中原 八一 様	
事業名 新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業	
事業場所 新潟県新潟市西区中野小屋1631	
<b>【価格提案書在中】</b>	
所在地	_____
商号又は名称	_____
代表者名	_____ (印)
令和 年 月 日	

（裏）



- 注) 1. 価格提案書等を提出する封筒は、長形3号を基本とすること。  
2. 印は、参加資格審査に関する提出書類の使用印鑑届に基づくものを用いること。  
3. 提出書類①から⑥の正本を1部同封すること。

図2 価格提案書等の封筒記載例

## (2) 個別事項

### ア 実施要領等に関する質問書

- ・各様式は、Excel による電子メールでの提出とする。

様式番号	タイトル	提出
第 1-1 号	第 1 回実施要領等に関する質問書	Excel
第 1-2 号	第 2 回実施要領等に関する質問書	Excel

### イ 参加資格審査に関する提出書類【正本 1 部】

- ・A4 縦左綴じ（左上クリップ留め）で片面印刷により提出する。（添付書類含む）
- ・正本を電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、参加資格審査に関する書類と分かる記載、代表者名及び提出日を明記すること。
- ・参加資格審査結果の通知用として、84 円切手を貼付した任意の返信用封筒（定型長 3）1 枚に、代表者の住所、氏名等を記載して併せて提出する。

様式番号	タイトル	提出
第 2-1 号	参加資格審査申請書	正本
第 2-2 号	応募者の構成	正本、PDF
第 2-3 号	委任状（代表者）	正本、PDF
第 2-4 号	建設工事特定共同企業体協定書	正本、PDF
第 2-5 号	参加資格要件確認書①	正本、PDF
第 2-6 号	参加資格要件確認書②	正本、PDF
第 2-7 号	参加資格要件確認書③	正本、PDF
第 2-8 号	参加資格要件確認書④	正本、PDF
第 2-9 号	参加資格要件確認書⑤	正本、PDF

### ウ 現地見学会に関する提出書類

- ・各様式は、PDF による電子メールでの提出とする。

様式番号	タイトル	提出
第 3-1 号	現地見学会への申込書	PDF
第 3-2 号	現地見学会に係る誓約書	PDF

### エ 対面的対話に関する提出書類【正本 1 部、副本 7 部】

- ・A4 縦左綴じ（左上クリップ留め）で片面印刷により提出する。ただし、様式第 4-2 号は A4 横とし、図面関係は A3 片面印刷で A4 サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙に

は事業名、対面的対話に関する書類と分かる記載、応募者名及び提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第 4-1 号	対面的対話の申込書	正本
第 4-2 号	対面的対話の実施に係る質問書	正本、副本、Excel
第 4-3 号	設備配置基本プロット図	正本、副本、PDF
第 4-4 号	工事工程	正本、副本、PDF
第 4-5 号	工事ステップ図	正本、副本、PDF

#### オ 価格提案書【正本 1 部】

- ・「(1) イ 価格要素審査に関する提出書類」に示す方法で提出すること。

様式番号	タイトル	提出
第 5-1 号	価格提案書	正本
第 5-2 号	事業費	正本
第 5-3 号	維持管理業務委託費	正本
第 5-4 号	委任状	正本

#### カ 事業提案書

##### (7) 基礎審査に関する提出書類【正本 1 部、副本 7 部】

- ・A4 縦左綴じとし、様式 6-1～6-3 号は片面印刷、様式 6-4 号は両面印刷により提出する。
- ・正本及び副本は、次項(イ)とまとめて電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、基礎審査及び非価格要素審査に関する書類と分かる記載、応募者名並びに提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第 6-1 号	基礎審査用書類	正本
第 6-2 号	提案書類の整合確認書	正本
第 6-3 号	要求水準に関する誓約書	正本
第 6-4 号	要求水準に対する設計仕様	正本、副本、PDF

##### (4) 非価格要素審査に関する提出書類【正本 1 部、副本 7 部】

- ・A4 縦左綴じで片面印刷により提出する。ただし、図面関係は A3 片面印刷で A4 サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、前項(ア)とまとめて電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、基礎審査及び非価格要素審査に関する書類と分かる記載、応募者名並びに提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第 7-1 号	事業提案書	正本
第 7-2 号	事業計画（実施体制、工程等）の妥当性	正本、副本、PDF
第 7-3 号	リスクへの対応	正本、副本、PDF
第 7-4 号	設計・施工の考え方	正本、副本、PDF
第 7-5 号	冷凍冷蔵設備の性能（冷却能力、環境、ランニングコスト操作性、安全性等への配慮）	正本、副本、PDF
第 7-6 号	冷凍冷蔵設備の整備方法・施工計画	正本、副本、PDF
第 7-7 号	維持管理の考え方	正本、副本、PDF
第 7-8 号	具体的提案	正本、副本、PDF

(ウ) 非価格要素審査に関する提出書類（市内業者請負金額）【正本 1 部】

- ・片面印刷で A4 サイズに織り込むこと。
- ・正本は、前項(イ)とまとめて電子媒体に記録したものを 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、基礎審査及び非価格要素審査、市内業者請負金額に関する書類と分かる記載、応募者名並びに提出日を明記すること。

様式番号	タイトル	提出
第 7-9 号	市内業者請負金額	正本

(イ) 維持管理計画に関する参考提出書類【正本 1 部、副本 7 部】

- ・A3 片面印刷で A4 サイズに織り込むこと。
- ・正本及び副本は、それぞれ電子媒体に記録したものを各 1 部提出すること。なお、電子媒体の表紙には事業名、維持管理計画に関する書類と分かる記載、応募者名及び提出日を明記すること。
- ・本資料は設備設置後 15 年間の維持管理計画に関する参考資料として取り扱い、審査の対象とはしないものとする。

様式番号	タイトル	提出
第 8 号	保守管理及び修繕計画	正本、副本、PDF

### (3) 記載要領

(ア) 次に示す提出書類では、応募者の企業名を特定又は類推できる記載を行わないこと。

- ① 基礎審査に関する提出書類（様式第 6-1 号から第 6-4 号）
- ② 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 7-1 号から第 7-9 号）
- ③ 維持管理計画に関する参考提出書類（様式第 8 号）

(イ) 造語・略語を使用する場合には、一般用語・専門用語を用いて初出の箇所に定義を記述すること。

(ウ) 他の様式や補足資料に関連する事項が記載されているなど、参照が必要な場合には、該当する様式番号、ページ等を適宜記入すること。

(エ) 使用する用紙は、特に指定のない限り、A4 縦長横書き片面とすること。

(オ) ページ数に制限がある場合には、遵守すること。

(カ) 文章に使用する文字フォントは自由とするが、大きさは原則として 11 ポイント以上とする。ただし、図中又は表中の文字に関しては、可能な限り 11 ポイント以上とすること。また、文字間、行間は読みやすさを考慮すること。

(キ) 次に示す提出書類では、それぞれの書類単位で通し番号を付すこと。

- ① 基礎審査に関する提出書類
- ② 非価格要素審査に関する提出書類

(ク) 副本における次の各書類には、書類の右下に参加資格審査後に市が交付する応募者名を記入すること。（枠は任意）

- ① 非価格要素審査に関する提出書類（様式第 7-1 号から第 7-8 号）
- ② 維持管理計画に関する参考提出書類（様式第 8 号）

(ケ) 電子媒体の提出に当たっては、提出書類と同じ内容を保存するものとする。ファイル形式は、「(2) 個別事項」に示すとおりとするが、Excel については、計算の数式や他のシートとのリンクが残ったままで提出すること。

## 添付資料6 新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会設置要領

### 新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会設置要領

#### (目的)

第1条 この要領は、新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業について、公募型プロポーザル方式による事業者の選定を厳正かつ公正に行うため、新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に関して必要な事項を定めるものである。

#### (掌握事務)

第2条 選定委員会は、次の各号に掲げる事項について、審査及び評価を付与し、当該業務にふさわしい事業者を特定する。

- (1) 選定の評価項目及び評価基準の決定
- (2) 提案書の評価
- (3) その他必要な事項

#### (委員)

第3条 選定委員会は、別紙に掲げる者をもって構成する。

#### (委員長)

第4条 選定委員会は委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は選定委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等のあるときは、あらかじめ委員長の指定する委員がその職務を代理する。

#### (選定委員会)

第5条 選定委員会は委員長が召集する。

- 2 選定委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

#### (意見の聴取)

第6条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の市職員を出席させ、説明を求め、又は意見の聴取をすることができる。

#### (事務局)

第7条 選定委員会の庶務を行わせるため、事務局を農林水産部食と花の推進課に置く。

(守秘義務)

第8条 委員は、その職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

(その他)

第9条 この設置要領に定めるもののほか、設置委員会の運営に関して必要な事項は、別に委員長が定める。

(別紙)

新潟市食肉センター冷凍冷蔵設備改修事業者選定委員会 委員名簿

(敬称略・順不同)

番号	氏名	所属等
1	中井 裕	新潟食料農業大学 副学長 食料産業学科 教授
2	有波 裕貴	新潟大学工学部 工学科 助教
3	石井 哲也	公益財団法人 新潟ミートプラント 理事長
4	三阪 史也	新潟市 農林水産部長
5	上村 洋	新潟市 建築部長